

令和元年第13回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和元年12月20日（金）午後4時00分
2. 開 会 令和元年12月20日（金）午後4時00分
3. 閉 会 令和元年12月20日（金）午後4時30分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長・和久田寿樹 学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和之 生涯学習推進部長・竹田知宏 学校教育次長・本多章博 生涯学習推進部次長・佐竹利和 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適正化室長代理・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食センター所長・福田美樹 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・平井正喜 図書館館長・川村光子 図書館課長・岡本太一 青少年育成課長代理
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第10号 教育長の報告について
議案第23号 学校における携帯電話の取扱いについて
7. 議事内容
北田教育長 みなさん、おはようございます。只今から、令和元年第13回教育委員会定例会を開催したいと思います。
開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

佐竹室長代理 出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思っております。
本日は、傍聴希望がありませんので、このまま、定例会を続けたいと思っております。

只今から、令和元年第13回教育委員会定例会議を開催いたします。

それでは、本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い、進めたいと思っております。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、尾崎委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただきますよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、只今から午後5時00分までといたします。

続きまして、日程3 報告第10号「教育長の報告について」報告事項1「令和元年第3回議会定例会一般質問及び答弁の要旨について」を議題といたします。

本件につきましては、時間の都合上、説明は省略させていただきます。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理者 10ページでございます、岡田議員のご質問に対する答弁の中で、現在本市の小中学校の携帯電話・スマートフォンの使用実態を把握し、今後の情報モラルをということでアンケート調査を行っておりますとありますが、調査は終わったのでしょうか。

竹田次長 現在、全児童生徒にアンケートを取り終わりました集計をしているところでございます。

尾崎教育長職務代理者 大阪府の調査との違いとかは、まだ分かりませんね。

竹田次長 今後になりますので、結果が出次第ご報告させていただきたいと考えております。

尾崎教育長職務代理者 よろしくお願いたします。

伊丹委員 5ページでございます、野口議員の放課後児童会のご質問ですが、答弁の中で、延長する際の放課後児童運営委員会から「児童が慣れない集団生活の中で、長時間過ごさなければならないことへのストレスも考慮する必要があるのではないか」とのご指摘があったという所で、現時点の午後6時半から延長することは難しいという趣旨なのかと思いますが、これは個人的な意見になり

ますが、こういう意見があることは否定はしないし、この意見があるから延長しないですということはおそらくないとは思いますが、やはり行政として答弁をするのであれば、指導委員不足の課題があるからできませんという事であって、この児童のストレスということはメインの理由ではないというふうに思っています。というのも、延長希望は保護者としたらこの事情が親と一緒に過ごすということがいいということは重々承知したうえで、経済的理由であるとかいろいろな仕事の都合で、早く帰れないので延長してほしいという希望があると思うので、これを出されたからといって、「そうですね」とはならないということがあるのと、おそらく野口議員の質問の趣旨としたら、7時までの30分延長してほしいということだと思うんですが、30分延長したことによって、児童のストレスが増大するのかなとか、その裏付けがあるのかなということがあるので、勿論、意見があるのは分かりますが、行政として取り上げる意見ではないのかなという気はしました。保育園などは7時だと思うので、その辺に関しては配慮が必要なのかと思いますが、前向きにご検討いただければ保護者にとってはいいと思います。ここはお願いできればと思います。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。
 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 同じく児童会について、日々気になることはありますが、時間延長は保育園に比べて学校が短いというのはとても大きな問題で、30分ですが困っている親御さんは多くいらっしゃるのと、第4土曜日が開設されない経緯が分からないので疑問点が残っていますが、指導員が足りないことに対して、広報で毎号のように載っていて、児童会の入り口にも貼っていて何とか指導員を増やしたいという気持ちは伝わりますが、実際それから先のもう一歩の手段や手立てですよね。結局は、今指導員をされている方からの口コミとか、そういったものでしか増えていないのか、増やす

何かがあるのかないのか、指導員さえ増えればすべての問題が解消されるのか、そうせずに基本的にはご自宅の時間を増やしてくださいというスタンスの基、時間延長や第4土曜日を開催することとは考えていないのか、その辺の今の現状全体をお聞かせください。

竹田部長

質問の二つ目で、交野以外は7時までされている状況で、先ほど長谷川委員が言われましたように、私も元々は保育所を担当しておりましたが、7時まで預かってもらっていて、小学校に行ったら6時30分までで、たかが30分ですが大きいということも聞いております。後は、周りの状況も見て保育所との時間の差も見て、そこは検討していくべき課題かと思っています。後は料金設定ですが、他市も延長料金徴収で対応しておりますので、この辺りも課題の整理と、延長するためにはどうしていったらいいかということも必要かと思っています。

第4土曜も、従前からそういう形で、土曜日開けていなかった後で、今度は土曜日を開けることになって、第4を開けないとか経緯があったかと思いますが、その辺りも今後延長するにあたりましては合わせて検討して、課題整理していくべきかと思えます。

伊丹委員

延長するにあたって保護者の費用負担を増やせば、時間が延長できたり指導員をもう少し増やすとか、そういったことはあるんですか。

竹田部長

延長料金を取っても、入りはそんなに見込めないと思っております。逆に指導員の勤務形態も検討しないといけませんので。

伊丹委員

指導員不足の原因が、もし給料の面であるのであれば、みなさんの賛同を得られるか分かりませんが、学童を使っている保護者に多少の負担を増やしてもらって、そうすると指導員の方も増え

尾崎教育長職務代理者 他市では、学生を有効に、日常的に学生がしているんです。うちの大学生ですが門真でしています。そういう実績を見ると、ネックになっているのは指導不足だと思いますので、そういう所にご協力いただいたらと意見として思いました。

お聞きしたい事で38ページにあります、「新たな科」ということで、一つは中核に据えるのは「プログラミング教育」「外国語教育」「言語活用力の向上」ですが、各学校で「新たな科」というのは、この三つとの関係において「新たな科」というのを考えておられるのか、それとも学校が各学校によって共通した力を9年間というようなことなのか、その辺のニュアンスはどうか。

竹田次長 「新たな科」を各学園ごと、中学校区ごとにテーマを持っております。例えば地域と命に係わることであったり、地域と外国語教育というところで、その中の一本の筋の中でプログラミング的思考も育ていながら、何かのテーマを子どもたちが比較するときに、比較の順番はプログラミング的思考なので、その前に例を使ってみようということで、考えておるところでございます。

尾崎教育長職務代理者 続けて恐縮ですが、30ページに保護者にリーフレットとか、宣伝をしていただいていると思いますが、先日図書館で、やります小中一貫教育で「プログラミング教育」「外国語教育」「言語活用力の向上」、というようなポスターを見たんですが、あのようなポスターはあちこちに貼っているんですか。

市民にアピールするとか理解を深めるためにも、一つの方法だと思います。

竹田次長 本庁、ゆうゆうセンター、各学校、という所には貼っていただいております。

尾崎教育長職務代理者 わかりました。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。これにて、報告事項1「令和元年第3回議会定例会一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。

続きまして、報告事項2『「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり事業」の進捗状況について』を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

殿山室長代理 「交野市立第一中学校魅力ある学校づくり事業」の進捗について二点報告いたします。

一点目の報告です。

前回の教育委員会定例会でご報告させていただきましたとおり、学校教育審議会から取りまとめの報告を受けました「第一中学校魅力ある学校づくり事業 工事期間中の教育環境の在り方について」素案につきまして、12月9日より1月10日までの間、パブリックコメントを実施しているところです。また、市民団体の方から別途要望等も出てきているところです。

パブリックコメントでの意見集約の後、学校教育審議会に報告のうえ、改めてご審議いただき、中間答申を受けて「工事期間中の教育環境の在り方」の方針を定め、「第一中学校区における魅力ある学校づくりに」向けた「整備基本方針」等を今年度中には策定してまいりたいと考えております。

二点目の報告になります。

今年度より「魅力ある学校づくり事業」のなかで、意見集約の場として開催しております協議会ワークショップのうち、学校の夏季休業中に実施した「教職員協議会ワークショップ」の中間報告を別紙のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。

こちらの教職員協議会ワークショップの開催に先がけ、1学期中に他市の先進事例を4校見学に行き、これから整備を進めてい

く施設一体型小中一貫校のイメージを膨らませながら、新しい学校で子どもたちに経験させたいことや、地域協議会ワークショップで出た意見等の共有も図りながら地域との連携も意識し、これからの施設一体型小中一貫校の施設の使い方を検討し意見交換をしました。

その中で、これから整備していくこととなるグラウンドや屋内運動場の在り方やプールの有無、特別教室の使い方とゾーニングなど、学校の施設配置等についてのご意見をいただきました。これらのご意見も、今後の施設整備の方針や計画、設計にも取り入れて検討したいと考えており、今後も引き続き地域協議会や教職員協議会等のワークショップでご意見を伺いながら進めてまいります。

以上、報告でございます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

北田教育長 これは今度の校長会で配られたりするんですか。

殿山課長代理 来週の25日に教職員協議会の第4回を開催する予定です。冬季休業に入りましたので、夏季休業中にお話し合いいただいたものを取りまとめとして教職員協議会で提示し、こういった意見交換をしてきた流れをご認識いただいて、先に進めていきたいと考えているところです。

校長会の方では今のところ確定したものではないので配る予定ではなかったんですが、それも今後検討してまいりたいと思います。

北田教育長 今度の教職員協議会で教員に配るのであれば、校長会で校長先生たちに配っておいた方がいいのではないかと思います。秘密にしておくこともないので、皆さんが知っておられる方がいいと思

います。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。それでは、報告事項2『「交野市立第一中学校区における魅力ある学校づくり事業」の進捗状況について』を終わります。

次に、議案第23号「学校における携帯電話の取扱いについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いします。

竹田次長 ご説明いたします。

平成31年3月に大阪府教育庁が、保護者が子どもの安全を一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考え、これまでの携帯電話の校内持ち込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたい時は、登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」にするというガイドラインを策定しました。

市町村教育委員会は、このガイドライン等を参考に、原則、今年度中には、携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知すると示されていますことから、本市においてもガイドラインを策定いたしました。

内容につきましては、2か月にわたる協議会でご説明させていただいた素案からの変更点を中心に、ご説明させていただきます。

中段の「学校における携帯電話の取り扱いについて」をご覧ください。携帯電話は登下校時や災害時の緊急の連絡手段になり得るものではありませんが、現時点では、小中学校における教育活動

において直接使用せず学校内に持ち込む必要のないものであることを前提にしたうえで、携帯電話の持ち込みを求める場合には、1に示していますとおり、学校長に同意確認書を提出するという点は、素案と変更はございませんが、2に新たに示しておりますことは、本日、別でお配りしております追加資料のように、学校が持ち込みを妥当と判断した場合には、認印を押した写しを保護者に返却し、学校と保護者が共通認識できるようにしました。

次に、2の下の部分の「登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール」の4をご覧ください。この部分は、素案では、「校内では、電源を切って、カバンにしまい、学校の指示がある時以外は決して出さない」としておりましたが、小学生と中学生では、発達段階が違ふことや生徒指導上の課題も違ふこと等から、保管方法についても違いがあってもいいのではないかとのご意見も踏まえまして、学校の指示に従うと変更し、各学校が柔軟に対応できるようにいたしました。

次ページの「適切な使用に関すること」の1では、適切な使い方について、2では管理及び責任について示させていただき、子どもたちだけでなく、保護者にも携帯電話に関する意識向上を図っていただきたいと考えております。

最後になりますが、同意確認書の中に「子どもに携帯電話を所持させたい期間」を記入する欄を設けました。また、2の保管方法等については、学校の指示に従うという文言に変更をしております。

本ガイドラインについて、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員どうぞ。

亥埜委員 取扱いに関するルールの、学校の指示に従うというのは、学校によって携帯電話を預かる学校とか、授業中でも持たせるとか、学校によって違ってくると考えていいですか。

竹田次長 学校等の判断になるかとは思いますが、校長会等で話をして中学校は中学校で揃えるというような考えということは、今は聞いておるところでございます。

尾崎教育長職務代理者 後に、一枚出されました認印のある書類のことで、認のことで、こういうスタンプは基本的には学校が用意されるということですか。

竹田次長 市教委で用意をいたしまして、各学校に配らしていただき記入は学校でしていただきます。

伊丹委員 お願いとして、今回初めての試みなのでいろいろ問題が出てくるだろうし、校内での管理は上手くいくかもしれませんが、校外での範囲になってくると保護者としたら、どこにいてるのか電話をかけてみたり、子ども同士で電話をしてしまったりというようなこともあるのかと思います。携帯電話を使用前提とした生活になっていくと思うので、実態に合わせた運用を今後も考えていただけたらと思います。

内山部長 今回、これを出したときにどの位、数が出てくるのかまだ読めないところがありまして、今のアンケートの結果であるとか、今後文科省の方も動きがあるかもしれないというようなことも聞いておりますので、また必要に応じての見直しはあると考えております。

尾崎教育長職務代理者 文科省の検討委員会は、もう開かれていますよね。用途はあるんですか。それによっては若干影響されますよね。

内山部長 そうですね。

北田教育長 兵庫教育大学の竹内先生にも10月に来てもらってこういう流れですよ。2月にも来てもらって保護者向けの話もしてもらいます。

他に、質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第23号「学校における携帯電話の取扱いについて」、原案のとおりで承認することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます、よって本件については、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、第13回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
